

第5編 給与

第1章 報酬・費用弁償

○大隅肝属広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第19号

肝属地区一般廃棄物処理組合報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づく議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びに同法第203条の2第4項の規定に基づく監査委員及びその他非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬等の額）

第2条 議会の議員の議員報酬の額は別表第1のとおりとし、非常勤職員の報酬の額は別表第2のとおりとする。

（議員報酬等の支給期日）

第3条 議員報酬等の支給期日は、次のとおりとする。

- (1) 議員報酬は、3月中に支給する。
- (2) 非常勤職員の報酬は、勤務した日に支給する。ただし、介護認定審査委員及び市町村審査会委員に支給する報酬は、その月において勤務した日数に応じて翌月15日までに支給する。
- 2 議会の議員が、年の中途において退職し、又は新たに就職した場合における議員報酬の額は、月割によって計算する。この場合において、当該在職期間が1月に満たない場合又は1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員報酬等の支給方法については、組合職員の例による。

（費用弁償）

第4条 議会の議員及び非常勤職員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 3 費用弁償の支給方法については、組合職員の例による。ただし、議会の議員及び非常勤職員が議会等に出席した場合は、実費弁償と日当3,000円を支給する。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		議員報酬の額	費用弁償の額
議会の議員	議長	年額 66,000円	管理者の旅費相当額
	副議長	年額 54,000円	副管理者の旅費相当額
	議員	年額 48,000円	同上

別表第2（第2条、第4条関係）

区分		報酬の額	費用弁償の額	
監査委員	識見者	日額 15,000円	副管理者の旅費相当額	
	議会選出者	日額 15,000円	同上	
介護認定審査委員 及び市町村審査会 委員	会長	日額 16,500円	同上	
	認定審査会	合議体の 長及びそ の職務を 代行する 委員	日額 16,500円	同上
		合議体の 委員	日額 15,000円	同上
	認定審査会以 外の職務を遂 行する委員	日額 6,000円	同上	
指定管理者候補者 選定委員会	税理士及び公 認会計士	日額 7,000円	同上	
	税理士及び公 認会計士以外 の委員	日額 4,900円	同上	
その他の非常勤の 職員		時間額 6,200円以内 日額 4,900円以内	同上	
大隅肝属広域事務 組合廃棄物処理施 設適正化専門委員 会委員	大学教授	日額 24,400円	同上	
	大学教授を除 く委員	日額 20,400円	同上	